

# 新しい生活様式に基づく京丹波町社会教育施設等利用ガイドライン

令和2年5月28日  
(令和3年4月23日改定)  
(令和4年4月16日改定)  
**(令和5年5月8日改定)**  
京丹波町教育委員会

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染拡大の防止と社会教育施設等での活動の両立を進めるために、社会教育施設等で行われる活動に係る基本的な考え方を示すものです。

## 京丹波町社会教育施設(公民館等)及び体育施設(体育館等)の利用にあたって

### ○マスク着用の見直しについて

国より、新型コロナウイルス感染症対策に関して、令和5年3月13日以降のマスク着用の考え方が見直されました。マスクの着用は、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断にゆだねることが基本となります。本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、ご配慮をお願いいたします。

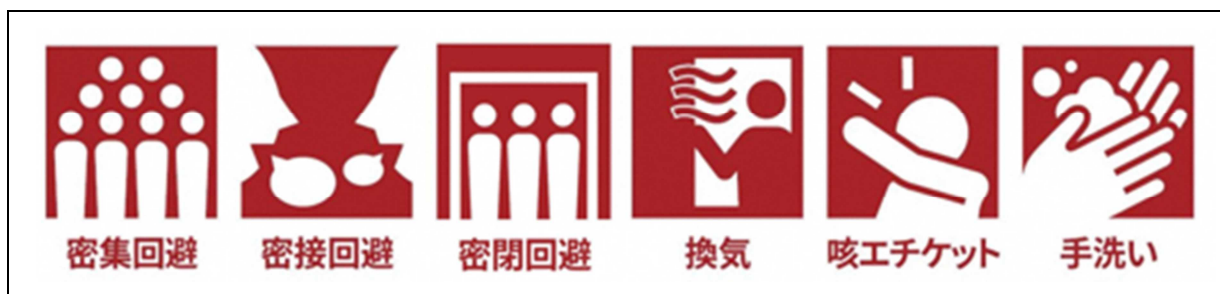
社会教育施設等の利用に際してのマスク着用は、「個人」または「利用団体」の判断によります。高齢者など重症化のリスクが高い人への感染を防ぐのに効果的な場合には、マスクの着用が望ましいため、各施設を利用する個人、団体等において適切な判断をお願いいたします。

### ○施設の利用を控える場合

周囲に感染を拡げないため、症状がある人、新型コロナウイルス感染症の検査で陽性となった人、同居家族に陽性の方がいる人、発熱等の風邪の症状がみられる人や体調がすぐれない人などは、施設の使用を控えてください。

### ○基本的な感染対策について

マスク着用の考え方の見直し後も、引き続き「三つの密の回避」「換気」「咳エチケット」「手洗い等の手指衛生」など心がけてください。



### ○施設の使用についてのおねがい

- 1 厚生労働省などの官公庁または各種団体が作成している活動目的に即した「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」等を遵守し、利用を行ってください。
- 2 基本的な感染症対策（検温、手洗い等）は継続して実施してください。
- 3 各施設・部屋の当日の利用人数は、「利用団体」の判断によります。  
※利用団体の活動内容等により、各施設・部屋の定員数を上限にお決めください。
- 4 大声での発声、歌唱、声援、近距離での会話等、活動における取組の内容については、各利用団体の判断によります。適切な判断をお願いいたします。
- 5 施設利用後に、新型コロナウイルス感染症の陽性者が出た場合、速やかに教育委員会に報告してください。（特に、小中学校施設については、各学校との情報共有が必要なため。）
- 6 施設利用後には、後片付けに併せ、施設の共用物品や備品、ドアノブ等手を触れる箇所の消毒等の作業にご協力願います。
- 7 当日の利用者把握は、利用団体において行ってください。

○代表、監督、指導者等、各団体の責任者におかれましては、施設の利用者が上記の項目を遵守出来るよう、活動内容や練習内容を工夫してくださいますようお願いいたします。

◎本ガイドラインは、状況の変化があった場合には、見直しなどを行います。